

3. 居宅における支援事業

(1) 乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育・派遣型）

事業の内容

保育所等に通所している児童が病気の回復期にあり、保護者が就労等により家庭で保育できない場合に一時的に家庭や保育士、看護師等の居宅において保育する事業です。（病後児保育には、保育所や病院等に付託された専用スペースにおいて保育する「施設型」もあります。）

現状

現在、幸手市では行っていません。

今後の対応

「派遣型」よりも、医師や看護師等のスタッフが整っている病院等において病後児保育を実施する「施設型」の方が理想なため、今後、「施設型」を推進していきます。

(2) ファミリーサポートセンター事業

事業の内容

乳幼児等の保育等に関する援助を希望する方と、当該援助を行うことを希望する方との連絡及び調整を行う事業です。

現状

現在、幸手市では行っていませんが、商工観光課の方で保育サポート事業という同様の事業を実施しています。

今後の対応

本事業を実施し、相互会員の加入推進に努めます。